

令和6年4月

各位

広島市水道局建設工事安全協議会事務局

広島市水道局建設工事安全協議会の活動等について

平素より、本協議会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、「広島市水道局建設工事安全協議会」（以下「協議会」という。）は、広島市水道局発注の建設工事において、工事関係者の安全管理及び衛生管理を推進するとともに、発注者と受注者が連携した活動を実施しております。

内容をご確認のうえ、引き続き、協議会の活動に参画していただきますようお願いいたします。

1 要綱等の主な内容

(1)「広島市水道局建設工事安全協議会要綱」（以下「要綱」という。）

内 容	詳 細
会 員 (発注者)	施工担当課長、施工担当係長、監督員
会 員 (受注者)	建設工事のうち、当初請負金額が 250 万円以上（建築及び設備工事にあつては、当初請負金額が 500 万円以上かつ当初契約工期（着手日選択期間及び設備工事においては、製作期間を除く）が 90 日以上）の工事
会員の期間	工事開始日から工事完成日
開催回数	年 2 回

(2)「広島市水道局建設工事安全協議会の運営に関する運用」（以下「運用」という。）

内 容	詳 細
開催月	9月、1月
安全パトロール (相互安全点検)	会長が指名する会員により実施
安全点検表 (写し)	協議会開催月（9月、1月）の前月 15日までに施工担当課へ、提出日の直近施工日の安全衛生の点検の記録の写しを提出

2 安全協議会（9月、1月開催）について

原則、9月及び1月開催予定の協議会に先立ち、安全点検表の提出のほか、相互安全点検を実施します。

なお、詳細につきましては、開催月の前月初旬頃に改めて依頼させていただきますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

3 事務局からの通知について

協議会の開催とは別に、事務局から安全管理等に関連した情報の発信等をさせていただきます。

情報発信があった際には、資料をご確認いただき、安全管理、衛生管理の推進に役立てていただきますようお願いいたします。

4 ホームページへの掲載

協議会について、広島市水道局ホームページに掲載をしています。要綱や運用、通知及び協議会資料等について閲覧できます。

【場所】 広島市水道局ホームページ トップページ > 事業者の方へ > 工事・建設コンサルタント業務関連 > 工事・建設コンサルタント業務関連 トップページ > 建設工事安全協議会 トップページ > 建設工事安全協議会に関すること

【URL】 [建設工事安全協議会 トップページ - 広島市水道局公式ホームページ \(hiroshima.lg.jp\)](http://hiroshima.lg.jp)

掲載内容は、次のとおりです。

【掲載内容】

- 広島市水道局建設工事安全協議会
 1. 対象工事・構成
 2. 要綱・運用
- 事務局通知
- 協議会資料